

## 第1条 (目的)

この基準は、児童手当の支給要件を満たす者が複数人いる場合の取扱いについて、いずれを当該児童の生計を維持する程度が高い者であるとするかを判断するために定めるものとする。

## 第2条 (認定)

### 1. (第1子出生時)

第1子出生時における受給資格者については、次に掲げる(1)および(2)のいずれかに該当する者を、当該児童の生計を維持する程度が高い者として判断する。

(1)父母等の中で当該年の所得が最も高い者。ただし、それ以外の者でも（以下、「配偶者」という。）、その所得が児童手当における所得制限限度額以内であり、最も高い者との所得の差が100万円未満であり、かつ、次に掲げるいずれかに該当する場合は受給資格者としてすることができる。

①住民基本台帳上の世帯主である場合。

②認定請求時において、当該児童を健康保険上の扶養対象としている、または予定である場合。

(2)認定請求時において所得が最も高い者は離職しており、その者に代わり当該児童の生計を維持する程度が高い者は配偶者であって、次に掲げるいずれにも該当する場合。

①所得が最も高い者の所得が、所得制限限度額以内である。

②所得が最も高い者が、配偶者の健康保険上の扶養対象である。

### 2. (転入時)

転入時における受給者については、父母等における世帯構成が前住所地と同等である場合において、前住所地での受給者を本市での受給者とみなすことができる。ただし、6月支給開始に係る認定においては、第2条第1項の規定を準用する。

## 第3条 (現況届)

1. 現在の受給者が、現況届において次に掲げるいずれかに該当する場合は、受給資格が消滅したものとみなす。

(1)現在の受給者の所得は所得制限限度額以内であるが、受給者以外の者（以下、「配偶者」という。）の所得の方が高く、その所得が、所得制限限度額を超えている場合。

(2)現在の受給者の所得は所得制限限度額以内であるが、配偶者の所得の方が高く、その差が2年を連続して100万円を超える場合。

(3)現在の受給者および配偶者の所得がともに所得制限限度額以上であり、配偶者の所得の方が高く、その差が2年を連続して100万円を超える場合。

(4)現在の受給者は所得制限限度額以内であるが、配偶者の所得の方が高く、その差が 100 万円未満であり、受給者から生計を維持する程度が高い者は配偶者であるとの申出があった場合。

2. 現在の受給者が、現況届において次に掲げるいずれかに該当する場合は、受給資格が継続するものとみなす。

(1)父母等の中で、所得が最も高い場合。

(2)配偶者の方が所得は高いが、所得が所得制限限度以内であり、かつ、その差が 100 万円未満の場合。

(3)配偶者の方が所得は高いが、所得が所得制限限度額以内であり、その差が 100 万円を超えるが、育児休暇等による一時的な所得の低下であると申立がされ、復帰後は所得が高くなることが明らかであると判断でき、かつ受給者が次に掲げるいずれかに該当する場合。

①住民基本台帳上の世帯主である場合。

②基準日時点において、当該児童を健康保険上の扶養対象としている場合。

(4)配偶者の方が所得は高いが、所得が所得制限限度額以内であり、その差が 100 万円を超えるが、現況届時点において配偶者が離職しており受給者の健康保険上の扶養対象である場合。

#### 第4条 消滅（受給者変更）

「婚姻及び養子縁組をした」又は「国外に転出していた配偶者が帰国した」等、家計の主宰者（生計中心者）に変化があった場合は、受給資格が消滅したものとみなす。

#### 第5条 （総合的判断）

当該児童の生計を維持する程度が高い者とは、一般的に家計の主宰者として社会通念上妥当と認められる者であり、その判断にあたっては、まず父母等の所得の状況を考慮する。ただし、健康保険の適用状況、住民票上の取扱い、税扶養の適用状況等について、その事情を考慮して総合的に判断するものとする。